

ID: 5625

担当部署: まちづくり部建築指導課

処分の概要	建築物の敷地と道路との関係の建築認定		
法令名 根拠条項	建築基準法第43条第2項第1号		
法令番号			
【根拠条文】 (敷地等と道路との関係) 第四十三条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。<u>第四十四条第一項</u>を除き、以下同じ。)に二メートル以上接しなければならない。 一 自動車のみの交通の用に供する道路 二 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち<u>都市計画法第十二条の十一</u>の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内の道路 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 一 その敷地が幅員四メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日